

地域社会の二重構造と都市町内会

長田 攻 一

高度成長期を経て安定成長の時代を迎えた今日においても、町内会
ないしそれに類する地域集団が未だに各地において新たに再生産され
ている現実を踏まえるなら、依然として変わらずに引き継がれている
町内会という地域集団の基本的特質を改めて確認すること、ならびに
現代社会におけるその新たな装いと意味を探ることは、それを積極的に
に評価するか否かはひとまずおいても、今後予想される高齢化社会を
前にして、地域ぐるみの教育、余暇、福祉などを正面に据えた地域社
会の仕組みを考えていくさいにも、決して見過ごすことのできない課
題であると思われる。

ここでは都市の町内会の基本的特質を、地域自治ないし地域社会の
二重構造という側面に注目しつつ、とくに地域社会の生活秩序とのか
わり、ならびにその歴史的な変化の文脈において、具体的な事例研
究において探っていくための準備作業として、町内会をめぐる従来の
とらえ方のなかにみられるいくつかの争点を簡単に整理し、そのい
くつかについて検討を加えることによって、筆者なりの今後の実証的
研究の指針をうることを狙いとする。

一、町内会をめぐる問題

戦後の日本社会の急激な変動は、産業構造、都市への人口集中とそ
れにとまなう過疎化をうながし、社会構造のレベルにおいてもきわめ
て急激な変容をもたらしてきた。そして当然ながら、その影響は地域
に生活する人びとの生活環境を著しく変えてきている。その過程の中
で一度廃止されたはずの町内会と呼ばれる地域の近隣組織が新たに復
活してきている現実を前にして、当時の学会では多くの議論が交わさ
れた。その初期の議論の中では町内会組織の前近代性を批判したり、
都市化とともに衰退するものとする診断が目立ったが、その後の都市
化の過程の中でさらに命脈を保ち、東京のような大都市の中で根強い
自生力をもって再生し続けている町内会の存在に目をすえて、その性
格と背後にある都市住民の要求を明らかにすることによって、町内会
の戦後の復活の謎を解明する、という問題提起から戦後の町内会研究
は着手された。¹

近江哲男は、「都市化の進行に伴い、ゲマインシャフト的な基礎集団たる地縁集団は衰退して、種々の関心に基づくゲゼルシャフト的な機能集団が発達する」というのが定説であるにもかかわらず、東京のような大都市においても「大部分の地区に根強い自生力をもってこれが復活している」謎を解明しようとして、結局のところ町内会の集団特徴を、日本人の集団原理の一つすなわち「文化の型」として把握することを提案したのであった。²

中村八朗は、町内会の性格についての議論を集約して、①加入単位は個人でなく世帯であること、②加入は一定地区居住に伴ない、半強制的（ないし自動的）であること、③機能的に未分化であること（包括多目的、複合機能的、多機能的）、④地方行政における末端事務の補完作用をなしている、⑤旧中間層の支配する保守的伝統の温存基盤となっていること、の5つを挙げる。そして中村自身は、自らの調査事例からとくに④、⑤に妥当しない町内会が多く現れていること、さらにこれらの5点の間には相互に内的関連があるという無意識の前提があったのではないかという疑問を提示している。そして町内会という集団形式（すなわち文化型）が保守的伝統の維持という結果を必然的にもたらずとする暗黙の前提を疑う必要性を訴え、むしろ町内会構成員の意識や態度を独立変数として町内会の結果的に果たす機能を解釈すべきであることを主張したのであった。³ また、④に関しては、中村の主張するように圧力団体機能を果たす多くの町内会ないし自治会がみられ、ここにも今日の町内会問題を論じるさいに通らなければならな

重要な論点が存在しているように思われる。

他方、菊池美代志は従来の町内会論のいくつかの論点を整理し、「町内会が文化型であるとすれば、何故、文化型として多機能的性、地域網羅性といった特異な性格をもつ集団が成立したのか次の段階で明らかにされねばならない」とし、それを地域権力構造論の視覚からのみ問題にするのではなく、「こうした集団の成立基盤を住民の生活構造のなかに求め、地域集団と地域生活との結合の様態を分析する」⁵ ことの必要性を訴えた。そして鈴木栄太郎、有賀喜左衛門らの地域集団を生活集団とみなす見解を重視する。

これに対して安田三郎は、菊池美代志の指摘を受けて、町内会のような特殊な文化様式が成立した根拠は何かという問題提起に対する回答の鍵は「町内会を単なる地域集団と考えるのではなく、地方自治体としてとらえ直すことにある」としている。⁶ それは近代的地方自治制度とは相い容れない性質をもつがゆえに「私生児扱い」を受けながらも、近代的自治制度の不行き届きな側面を補完しつつ根強く生き続け、結局のところ地方自治の二重構造を生み出しているとする。そしてここにみられる町内会地方自治体論は、行政学者の間では目新しいものではないにもかかわらず、社会学者が見落としていた理由は、町内会を地域集団としてとらえるに終始していことと、社会学者の近代主義的先入観であるとしている。⁷

さらにこれらすべての議論の底流となっているのは、町内会の起源は何であり、いつ頃から存在するのかという問題であり、それらは時

代とともにどのように変遷し、地域的にどのような相違がみられるのかといった、歴史と地域差の問題である。これらについての関心は、近年になっても衰えない。⁸⁾

以上みたような、今日の町内会に関するいくつかの争点のうち、とくに重要だと思われるものを、町内会文化型論、行政と町内会の関係（行政末端機構論対圧力団体論、地域自治の二重構造論）、町内社会と町内会、地域社会の生活秩序と地域集団という観点から順次取り上げ、地域社会の二重構造という視覚からみた地域集団論についての今後の研究の方向性について検討することにした。

二、前近代の集団論と文化型論

戦後まもなく占領軍GHQの強い要請の下で、政令一五号（一九四七年）によって町内会等の隣保組織は法令の上で廃止されるが、その三カ月以内には八割近くの組織が名称を変えるなどして事実上復活し、同政令が一九五二年に失効すると、町内会は全国各地で公然と活動を開始し始めた。⁹⁾しかし当時の日本の社会学者たちは、総じて町内会の復活を民主化および都市化に逆行するものとしてこれに批判的な反応を示した。¹⁰⁾それは昭和一五年（一九四〇年）の内務訓令一七号「部落会町内会等整備要項」による戦時下での国民統制と戦時事務の徹底化をはかるために、町内会が全国的に整備されるとともに大政翼賛会の傘下に入り、昭和一八年（一九四三年）の市町村制改正により、町内会

が名実ともに国家行政の末端機構として法制化されるに至った経緯を振り返るならば、ある意味では当然のことであろう。

その後一九五〇年代末から六〇年代に入り、町内会研究が本格化する時期をむかえるが、高度経済成長がスタートし始めるこの時期に都市化・産業化の進展がめざましく、とくに都市地域において新しい生活様式を希求する多様な住民の生活欲求と利害意識の分化に応じて、多くの自発的・多元的な機能集団の結成とそれらへの参加が期待される一方、この過程に対応して町内会は社会的存在基盤を徐々に喪失し漸次崩壊・解体するという見方もあったが、現実には多くのばあい新たにつくられた機能集団は結局のところ町内会に吸収ないしは一元化され、その下部組織となることにより、逆に町内会が再生産されてきているという事態が現実化することとなった。さらには、その内部構成が以前の旧名望家主層にかわり自営業主、中小企業主を中心とする旧中間層による階層的支配の構造を温存せしめるものとなっていることが次々と指摘され、戦後の町内会研究の基本的潮流は、こうした町内会の現実を日本の民主化を阻害するものとしてとらえる見解を一貫して支持してきたといえよう。

しかしながら他方では、戦後一〇年から二〇年を経過した当時においても町内会が東京のような大都市においても依然として命脈を保ち、その勢いを決して弱めていないことは、古典的都市化理論（とくにR・ワース流の都市化第一理論）への反証として受け止められたばかりでなく、町内会問題を都市化・産業化といった歴史的流れにおいて眺め

る視点から日本文化の特異性という視点への転換を促してきたことは重要である。

近江哲男の町内会文化型論はこのような背景から生まれ、この見解は広く支持されてきた。近江は、町内会が①情誼に基づき近隣の親睦和合、連帯相扶をはかるゲマインシャフト的な基礎集団、②地域における生活上の便宜を目的とする機能集団、③地方自治の協力機関、という少なくとも3つの性格を合わせもつことを指摘した。そして「大都市では地縁が衰退し近隣集団は崩壊するという定説にもかかわらず、わが国の大都市に町内会が未だに根強く広範に存在している理由は何かであるか、という問題に対して仮説を提出してみたい」として、「結論的にいえば、これはわが国民のもつ基本的な集団の型の一つであり、人びとが集団を結成し維持していく際の原理をこの『原型』に求めるためである」と述べた。

そしてこのような原型はある意味では前近代的なものの遺制といえるかもしれないが、「集団原理として現実に生きて働いているものである」とし、「これら、集団そのものの内在的要素となっているものである」とし、「これは遺制としてよりも、文化の型の問題としてとらえる方が、より適切ではあるまいか」としたのである。しかし、日本人の特殊な集団原理という重要な指摘を行い、町内会のゲマインシャフト的基礎集団、生活上の便宜を目的とする機能集団という相い容れない性格の共存や、行政への協力機関という基本的な側面を指摘したにもかかわらず、近江哲男は結局のところ、それらの理由の説明を文化の型という概念のな

かに暫時凍結してしまったという感は否めない。

ところで中村八朗も、ある機能（たとえば行政への要求集約）を果たしうる構造が他にありうるのに、日本ではとりわけ町内会という構造が広く採用される事実は構造機能主義では説明がつかず、文化の型の問題であるとして文化型論に荷担する。中村はその文化の差を「味噌汁とスープの違い」と表現しているが、自らあげた上の五点のうち①③の要素には当てはまるが④と⑤に妥当しない町内会の出現を主張しているところから、同じ（味噌汁型）の町内会形式をとつても行政に協力的な町内会もあれば逆に行政に対抗的な町内会もあるとし、結局のところ文化型の違いよりもそれを支える意識や態度の方が重視されねばならないことを主張する。すなわち都市化によって人びとの意識や態度は変化しうるのであり、同じ町内会形式をとりながら行政対抗的であったり、必ずしも田中間層の支配や保守的伝統の温存に結びつくとは限らないような組織が生まれうることを示唆したのである。

しかしながらこれに対しては、本当に①③までの性格が④や⑤と切り放しうるものなのか、またもしそれが可能であるとしても、それらの性格を固定的なものに見なすことによって、町内会それ自体の変化を見失う恐れはないか、などの疑問が提示されている。つまり中村のいう意識や態度が①③までの性格と分離しうるのか、またもし分離しうるとしてもそれが①③までの性格そのものを変化させていく可能性はないのかという問題である。

もちろん中村の指摘するように、現代の町内会が圧力団体化するこ

とによって積極的に行政補完機能を果たす側面を見落としてはならないとともに、その意味では、行政従属的であるとか圧力団体的であるとかの性格とは別の次元において、基本的に行政補完的であるところに町内会の文化型としての側面があると思なうようにも思える。

この点は後に取り上げることにして、にもかかわらず、文化型としての側面よりも人びとの意識や態度の方に力点を置こうとする考え方の背後には、意識や態度を文化型から切り放しうるし切り放すべきであるという前提が存在することは明かである。

ここでの問題は、中村にしてもその批判者にしても、文化型よりも文化型を支える意識や態度を重視しようとすることによって、文化型論の積極的な意義を見失うことにはならないかという点にある。そこに前近代集団論と同様の、近代主義的価値観がひそんでいないかと考えることはできないであろうか。文化型論の意義は、この特殊な集団原理や集団の基本的性格が何に根ざすのかを明らかにしていくことと同時に、その集団形式が現代の社会にも部分的にせよ適合的である理由が何であるかを探るところにあるとすれば、その集団を支える人びとの意識や態度のなかにある文化レベルでの価値観そのものを相対化し、その集団原理との関係を明らかにしていくことこそが重要な点ではあるまいか。

ところでこの点をさらに深めるためにその前提として、地方自治行政と町内会との関係についてみておくことにしよう。それは町内会がもともと自治組織としての側面をもっていたこと、したがって行政と

の関係はいわば必然的であったことをみておかなければならないからである。

三、地方自治行政と町内会

この争点について検討するためには、明治期の地方自治制度の成立の歴史に簡単に触れておかなければならない。

(1) 明治期の地方自治制度の形成と地域社会

明治政府の徹底した中央集権志向による西欧的な地方自治制度形成の試みは、一九七一年の大区小区制の失敗を経て、一八七九年の郡区町村編成法による郡町村の復活、一九八八年の市制町村制、一八九九年の府県制郡制などをもってその地歩を固めて行くことになるが、その政治構造上の基本的特質は、官僚的支配における権力の浸透を円滑ならしめるための装置として、地方自治体を構想することであった。

まず最初に大区小区制（明治四年）において、旧来の藩制村の組織は大区・小区に分類され、庄屋、名主、組頭、年寄等の名称が、戸長、副戸長と改められ、これらを準官吏とする行政末端機構として再編成されて行くが、その余りにも人工的な計画は実際の村落構造と著しく矛盾を来し、郡区町村編成法（明治一三年）において、地租改正事業の円滑化などを背景として旧来の町村を再確認するとともにそれらと果をつなぐ官僚機関として郡役所をおくにいたり、ここに自治的な地方自治制度の骨格が形成される。その後の市制町村制（明治二十一年）

においては、町村行政の徹底化をめざして、旧来の村落共同体末端組織としての集落組織が「区」としての位置づけを与えられ、行政の補助機関としての機能を期待されることになる。ここに至って旧来の集落秩序をそのまま温存しつつ、町村の側から区長を任命して行政の末端機構として位置づけられる「区」の原型が明確な姿を現わすことになる。

歴史的にみれば、明治政府は日本の地方自治制度の形成に当たり、旧来の名望家―地主層の階層的支配構造をそのまま承認し温存せしめると同時に、神社の再編成を積極的に押し進める¹⁶⁾、この上に町村制の補強を企てたことは周知の通りである。明治政府の政策が西欧との相違を無視して、日本の土壌の上に西欧近代化を目指したものであるがゆえに、明治期の地方自治制度の確立の過程のなかで成立した「区」が、「同時に地方名望家層の勢力培養の基盤としての役割をもたせられてきた」¹⁷⁾ことも事実として認めなければならない。上からの改革によってこのような接き木が行なわれ、地方の自治的支配機構が温存されたのである。そのことよって、旧来の共同体的秩序を基盤とする「区」が、「地域住民の日常生活と自治体とを媒介する装置としての機能を負わされてきた」¹⁸⁾のである。

町内会の問題がつねに地方自治行政との関連の中で論議されてきたことは、以上のような明治政府の上からの西欧近代型地方自治制度形成の歴史的経緯からして当然ことである。町内会・部落会の原型となる「区」は、行政の末端事務を受け持つ公的機関としての資格を与え

られ、昭和一〇年代には、戦時体制に法制上組み入れられていくことになる。

(2) 行政末端機構説と圧力団体説

このような経緯を経て、戦後復活した町内会が法制上は任意団体となり公的行政からは制度的に切り放されることになったにもかかわらず、行政の側では戦後の経済復興と急激な産業化・都市化に対応して町村合併を推進し行政効率を高める努力をする一方、拡大する行政事務の処理と地域住民との媒介装置の必要から、町内会・部落会への依存をますます高めていったことも事実であり、現実にはほとんどの町内会が行政の補完事務を代行している。

しかもこのような補完事務に対して行政は補助金を支出するという慣例が定着しており、相互の依存関係が事実上確立しているともいえる。このような事態に対して、町内会・部落会を近代化・都市化・民主化への障害としてとらえる立場からは、町内会が行政の末端機構化しているとともに、事実上他の自発的意思に基づいた地域集団の生成を阻害し、住民の利害の自由な発露の道を閉ざしているという非難が集中する。

これに対して、町内会が地域の利害を代表し行政に対して圧力団体的機能を果たす例がかなり見られることも指摘され、このことから町内会を住民自治組織と見る見方がある。たとえば行政サービス水準の低い地域の町内会・自治会では、環境整備・公害阻止などの生活防衛を目的として行動することが広くみられ、そのような見方を裏付

ける。¹⁶⁾

中村八朗の議論には、文化型論に立ちながらここで旧いタイプの町内会と新しいタイプの組織とを区別する意図がみられる。すなわち、旧いタイプの町内会は、旧中間層による支配、議決の方法をめぐる非民主的な仕組み、さらには政治的集票マシーンであるとか行政との補助金などを通じた癒着などの問題があり、旧町内会は基本的に行政末端機能を果たすような構造を持っているのに対し、新しいタイプの組織は、世帯加入で全戸加入であり行政補完機能を果たすが、行政に從属的ではなく圧力団体機能を持ち、旧中間層の伝統的支配からも解放され、自由な意見と民主的な議決機関をもつような機構を備えているような組織であるということになる。しかしながらこのような議論は、ときにそれが圧力団体化することがありうるとしても、それが町内会であるかぎり個人の自発性に基づいた近代的集団の要件を備えた圧力団体とはほど遠い²⁰⁾、という批判と真つ向からぶつかることとなる。

ところで町内会と行政の關係の問題を、人びとの意識や態度の次元における議論に転換してしまうことはやはり文化型論の重要な意義を損なうことになりかねない。すなわちこの論点に関して注意すべき点は、町内会が行政末端機能と圧力団体機能のいずれを果たしているかということよりは、現実の町内会の多くが両方の機能を果たしているということであり、両者を二者択一的にとらえるべきではないことである。そのことは、中村のいうように町内会は受動的であれ能動的であ

れ行政補完的機能を果たすのであり、そこにこそ目を向けなければならないことを示している。すなわち町内会の文化的特質に焦点を合わせようとするかぎり、ここでの問題は新しいタイプと旧いタイプの区別ではなく、むしろ町内会がなぜ行政とかくも深いかわりをもつかという問題である。その根拠を単に地方自治行政制度形成の歴史に求めるだけでは不十分である。

ところで町内会が行政補完的機能を果たすことは、中村のいうように文化の次元の問題なのであるか。この点については少々検討が必要であろう。この問題は町内会という集団の性格を説明する根拠を、集団の成り立ちのなかに探っていく必要を感じさせる。というのは、行政補完的であるという性質は、文化の問題であるよりは町内会という集団の一般的機能にかかわる問題であるように思われるからである。そこで次に町内会と行政との關係に関するもう一つの重要な争点に触れておかなければならない。

(3) 地方自治の二重構造論と町内会

町内会が行政協力的であると同時に圧力団体的機能を果たしていることは、それ自体が地方自治体としての性格をもっているからではないかという主張がある。町内社会が、戦後においてすら名望家層に代わって旧中間層の支配を含んでいたとしても、その内部に国家や地方自治体の権力的支配の浸透をある程度まで免れた自治的生活秩序が存在していたことは十分に予想できる。それが上からの近代化であったことから、旧来の生活共同体的自治機構を温存させつつそれを中央集権

的な新たな地方自治機構のもとに組み込もうとしたことにより、一見一元化されたかに見える官治的支配機構の内部に、いわば自治の二重構造化の契機をはらむことになったのである。すなわち上からつくられた行政組織としての地方自治体と、町内の生み出した地域集団としての自治組織の共存である。

安田三郎は、地縁的基礎集団の典型である地方自治体は、都市化とともに衰退するどころか「民主化とともにかえって強化される側面をもつことを、社会学者は忘れがちである」²¹として、町内会を地方自治体と考えれば、町内会の特殊な集団性格（文化型としての特殊性）に関する疑問は永解するという。たとえば、このような自治的生活集団であつてみれば、中村八朗のあげる第二の特質すなわち「自動的ないし半強制的に全戸加入」であること、第三の「機能的に未分化であること」と、そして第四の「地方行政事務の末端協力機構である」ことは、むしろ当然のことであるということになる。さらに倉沢進の付け加えるもう一つの特質、すなわち「一つの地域には一つの町内会しかない」²²点を併わせ考えるならば、町内会は基本的に地方自治体的組織であるという主張が生じても決して不思議ではない。²³

しかしながら安田三郎のように、町内会の文化型としての特殊性の根拠ないし手がかりを、町内会が基本的に地方自治体であるところに求めることには少々問題があるように思われる。この議論は転倒しているといわざるをえないからである。自治体的機能を果たすから町内会のような日本特殊な集団原理が生まれるのではなく、日本の集団原

理に基づくからこそ特殊な自治体的集団が生まれるのである。町内会が地方自治体であるとしても、それがなぜ上からの地方自治制度のなかに一元化されずに二重構造化するのかが問われねばならない。町内会の自治と地方公共団体の自治の性格の異質性をこそ問題にすべきであり、その異質性にこそ前者の日本の特殊性という文化型の問題が探られなければならない。

地域網羅性、多機能性といった性質は、それらだけでは何も日本特殊な集団の特質ではなく、むしろ地方自治体の性格である。したがって町内会がもとと行政補完機能をもつことは、文化型の問題であるよりは集団の基本的機能に関わる問題としてとらえておくべきであろう。そして町内会が自治的組織であるとしても行政機能のみを果たすのではなく、安田自身が指摘しているように、地方自治体にしては奇妙にも「ゲゼルシャフト的機能よりもゲマインシャフト的機能の方が優越している」²⁴ことに同時に目を向けなければならぬ。すなわち文化型の根拠は、自治体的機能を果たすことやゲマインシャフト的機能を果たすことのいずれかに求めるのではなく、その両方を同時に果たすことのなかに求められねばならない。

中川剛は、一方で、日本人の自治感覚の基礎を、欧米人のような共通の信条と「契約の論理」に基づく自治とは対照的に、その場その場の状況に合わせた調和を乱さないようにするという「秩序感覚」に求めるとともに、他方ではそのために「目に見える範囲をもって基本的生活の場としてきた」とし、日本人にあった自治の適正規模が町内会

であったとしている。つまり中川は、地域に自治が成立するには基本的には人間関係の場がそこに成立していなければならず、日本人の場合、「欧米のコミュニティにあたるものを、国や地方公共団体の規模で考えることが困難である」にもかかわらず、町村合併によって地方公共団体の規模は大きくなる一方であり、結局のところ町内会と地方公共団体との間の自治の二重構造が生じているという議論を展開するのである。²⁵⁾

ここに「単なる政治集団ないし権力集団とは異なる生活集団としての町内会の特色」²⁶⁾が認められることに注目しておく必要がある。ここにもみられるのは、町内会を自治的組織あるいは地域権力構造の視覚からのみ見る場合の限界である。それは町内会を、町内社会と呼ばれる生活共同体ないし生活集団を基礎とした地域集団という面から改めて見直す必要性を訴える。

四、町内社会および制度化された地域集団としての町内会

明治以降の地方自治制度の成立過程において、それ以前から藩制村体制の中で形成されていた町内組織がどのように変容していったかについてここで明らかにすることはできない。ここでは松平誠のいう関東の「町内」の仮説を参考にして考えてみよう。²⁷⁾

日本においては、地域社会の原型を神への信仰を中心とし生産と生活の共同によって生み出された村落共同体に求める見方が有力である。

松平誠は、自然の力に宿る神を祖先と同一視することによって地域社会の一人として包摂するような柳田國男の神観念のなかに、日本の共同体独自の文化の基層を見ようとしている。²⁸⁾このような見方の可否をここで論ずる用意はない。しかしながら日本の地域社会が、外部社会や内部の諸集団との間にとりもつ、対抗的関係を含みながらも柔軟で包摂的な関係を考えるとき、それが村落を出自とする人びとの漂流と定着の繰り返しのなかで歴史的に構成され再構成されてきたとする、このような仮説は十分検討に値するように思われる。

村落共同体は出自とする都市住民が部分的に村落共同体をモデルにしてその生活秩序を築いたとすれば、その生活秩序は村落共同体と都市に固有な性格とを合わせもつことになる。しかしながら生産のための共同を軸として存立した村落共同体とは異なり、生産のための共同のない都市地域においてはそれに固有の秩序を生み出す必要があった。松平誠は、農村の生活様式の背後にある生活集団の複合体を村落共同体とするならば町には町の生活様式を支える独自のカタチがあるとして、日本の都市の生活集団からなる社会を「町内(まちうち)」と呼んで区別している。それは明治半ばから大正はじめに至って完成された日本独自の都市社会であるとし、その形成過程と変容過程を実証的に詳細に分析している。²⁹⁾

町内会の問題を考える場合、このような生活集団ないし生活共同体としての町内社会を背景とし、それとの関連のなかでしかも歴史的な視野においてとらえねばならないであろう。菊地美代志によると町内

会は、「伝統的に町結合が果たしてきた防火・防犯・衛生などの用具的機能、親睦などの表出的機能、さらには町内の統合・調整機能の一切」が都市のなかにある生活共同体により委譲されることよって成立したという。町結合とは、個々の家もつ個別の生活要求を中心に自然に形成された近隣数戸による生活単位である近隣結合とは異なり、アモルフな広がりをもつ町部のなかで、同族団や小組では処理しきれない生活上の要求を満たすために形成された組の結合によつて成り立っている。その組がより制度化された集団へと転化した場合、町内会のような地域集団が成立するというのである。それは必ずしも共同体的基礎を必要とせず、明示された規約と機構をもつ制度化の度合いの高い集団であるとされる⁽³⁰⁾。

それは町内と呼ばれる地域社会を、近隣結合、町結合、地域集団結合の3つの結合枠から把握する試みである。町内社会は1つの整然とした境界をもつ単一体ではなく、その歴史の変遷のなかで町結合や地域集団結合のそれぞれのレベルでさまざまなズレや重なりを経験してきている。したがって特定の地域に依拠しながらも開かれた複合的関係システムとして把握することが必要であるが、それだけにその中心と町内の統合を確保するための自治的仕組みが必要であるにちがいない。それは、生産のための共同を媒介とせずに地縁的な生活共同体を構成する必要から、自治的集団であらざるをえなかつたといえよう。

それが基本的に自治的集団であるとするなら、町内の中心や自治の範囲はどのように決定されてくるのか。同族団や小組では処理しきれ

ない生活上の要求は、どのように生み出されその範囲はどのように決まってくるのか。これらについて、具体的地域社会の生活共同体を、歴史的に詳細に検討することよつて、現代の町内会の文化的特質が解明される方向が見いだされるにちがいない。

五、地域集団の基礎としての近隣結合

町内会が町内という生活共同体を基礎とした自治的地域集団であるとしても、その形態は歴史的にみれば大きく変貌している。江戸時代から明治にかけ分権的秩序から中央集権的秩序へとマクロな権力構造が変化した中で、地域社会レベルで名望家支配層が政府の政策よつて温存されたのに対して、経済変動や産業構造の変動の中で名望家―地主支配層が没落し、新たに出現した旧中間層へとその担い手は交替し、さらに、戦後の民主化により地域社会の構造自体が変化していく過程においてその自治の構造は形骸化したり、より民主化したものに變化してきている場合もみられる。

しかしそうした地域自治の構造や形態の変化にもかかわらず、ミクロなレベルでは、地縁に基づく自衛と相互扶助の秩序が存続し続けているといえるのではあるまいか。中川剛のいうように、明治の地方自治制度の成立が上からの改革であつたがゆえに「権力につながる庶民の活動は軽視される」⁽³¹⁾ことになつたことに注意を向けなければならない。それは、明治政府の試みが旧くからの共同体的秩序の再編成

を伴うものであったとしても、権力的支配に組み入れられていった側面をのぞけば、その秩序を支えその内部に維持されてきた、自衛と相互扶助を中心とする庶民の生活の秩序そのものには大きな変更が加えられることがなかったのである。

このことが事実とするならば、町内会の社会学的ならび現代における意義について考察するためには、上からの自治制度形成を可能にしこれに支配されていた町内会の側面から少し目を転じて、むしろ庶民の日常生活の秩序そのものなかにある、異質なものを包摂しながら全体としての統合を果たしうるような特殊な組織原理をこそ探っていくべきではないかと思われる。すなわち、庶民の生活の秩序は、名望家支配層による支配をも支えうると同時にきわめて近代的・民主的な合法的支配をも支える弾力的な秩序であり、それゆえに時代状況に応じた柔軟な適応によって存続し続けるきわめて特殊な組織原理であると考えられるのである。

中川剛によれば、その秩序感覚はすでに五人組を最末端とする地域社会のうちに蓄えられていたという³²⁾。そのような近隣結合のなかで培われた生活秩序の特徴の第一は、それが血縁に基づくものであるよりは、軒並や最寄りをもつて決められた地縁によるものであることである³³⁾。したがって欧米の近隣社会と違って、宗教、信条、さらには階級や職業が雑多である。しかしその違いが人間関係の場に持ち込まれないところに第二の特徴がある。すなわち宗教や信条の違いよりも、場または状況の調和を乱すことの方が罪深いのである。したがって第三

に、この地縁的秩序は特定のイデオロギーによって形成されたものではなく、それだけに外部からの影響に対しては無防備でありその作用を受けやすい。この無性格性こそ、異質な支配を支えうる根拠となっている。また第四の特徴は、その規模が比較的小さくその組織や機能が平均化されており、したがってその中で培われた秩序感覚や儀礼のパターンは、日本人の多くに共有された「文化型」を構成し、どこにいても通用する一種の言語的機能を果たしうるということである。

村落共同体をはじめ町内会の基底には、このような近隣結合のなかで培われた生活秩序感覚が存在していたことは認めてもよいように思われる。しかしながら、町内会が五人組制度を起源とするという説には近江哲男をはじめほとんどの社会学者が否定的である。それは、町内社会が近隣結合とは異なるレベルでの町結合および地域集団結合の母胎となっていると考えられるからである。それは同じ五人組のあった村落共同体とは異なり、家屋の連担を特徴とするアモルフな広がりをもつ町部での住民の共同欲求の充足のための必要から生まれたものである³⁴⁾。

それにもかかわらず、町内会が、一定の居住地区を前提とする地縁を重視した生活共同体ないしは生活集団から派生した自治体的地域集団であることを考えると、町内会を単なる自治組織ないしアソシエーションとして、基底にある生活秩序およびその文化的特質と切り放して考えるのではなく、その基底の上にどのように成立しているかが同時に問われなければならないであろう。

町内会を自治組織としてのみ見ようとすると、親睦を中心とした機能を果たし高齢者の集まりであるような大都市地域での町内会は、衰退の一途をたどる不活発な面のみが印象づけられることになるかもしれない。しかしながら、親睦などのゲマインシャフト的機能は、もともと近隣結合のなかで培われ蓄積された生活秩序感覚が地域集団レベルの町内会に反映されたものであるとも考えられ、これは本来、近代的な地方自治体としての合理的側面とは相い容れないものである。したがって近代的官製自治体がゲゼルシャフト的機能を引き受けるようになればなるほど、ゲマインシャフト的機能が町内会独特の集団原理の一側面として存続していくこととなったとしても不思議ではない。³⁵⁾

従来このような庶民の日常生活の原理は、上からの支配のもとで自由に操作される側面のみが強調されるか単に無視されるにとどまり、その原理そのものの解明に十分な努力が払われてきたとはいえない。地域社会の二重構造は、その意味では権力支配の二重構造とは別の、近代合理的社会秩序と庶民の生活秩序という社会秩序次元での二重構造を含んでいるのであり、前者はむしろ後者の基盤の上に成立しているということができよう。

六、地域集団研究の今後の指針と方向性

町内会社会そのものの起源については諸説があり、今後の地道な研究に待たなければならない。しかし以上のような基本的性格をもった地

域集団である町内会が、明治期、大正・昭和初期、そして戦後の急激な社会の変動のなかで、いかなる基本的性格を維持しいかなる変容をとげたのが、各地域での各時代状況のなかでの生活共同体とのかわりのなかで、詳細に観察され検討されねばならない。

それではそのような生活共同体の分析次元としてどのようなものが考察されねばならないであろうか。これにはまず①近隣結合、②町結合、③地域集団結合という3つの結合原理のレベルを区別した菊池美代志の枠組がある。町結合が現代においても広くみられるかどうかは疑問であるが、近隣結合と地域集団結合は今日の町内社会をみていくさいにも重要であろう。その場合に地域社会は、近隣結合を基礎とした地域諸集団の複合体として把握できよう。それは、組織形態上の関係(集団間の所属関係など)、人的所属経験からみた関係、財政的依存関係、活動上の相互依存関係などからなっている。これらの関係が、特定の地域空間に依存した地域諸集団の複合的関係のネットワークを構成しているという意味で、地域社会の骨組みをなしているといえる。それらの結合を規定する諸次元として十分に注意が払われねばならないのは、①道路、各家の隣接関係、集団の空間的配置(空間次元)、②各家、近隣関係、集団関係の歴史的持続性(時間次元)、③各家、組、地域集団間の相互の社会的威信の認知(社会的次元)など、主として地域依存的諸次元であろう。各種の地域集団とその複合関係は、地域に居住する住民をその空間的配置、居住歴、威信に応じて組織化するメカニズムを制度化している。

町内会が地域集団であり地域集団が地域に依存するかぎり、一定の地理的範囲にそれがどのように依存しているかが、またその依存しかたがどのように変化したかが問われなければならない。各家の間の系譜関係や社会的威信の相違がその空間的配置を左右することもあろうし、現代の新興住宅地域のように移り住んできた人びとの空間的隣接関係や居住歴が、社会的威信や序列関係を生み出す場合もあろう。それらの規定要因間の相互の関係は、産業・就業構造の変化、人口・世帯構成の変化などといった社会の変動要因との関係のなかで大きく変わってくるにちがいない。

また以上に加えて、地域諸集団の複合的關係はまた、周期的な時間秩序をなしている。各地域集団の活動は地域社会の年間行事のなかに他の集団の活動と時間的に調整されて配置されており、各種集団のそのような時間的秩序は外部からの影響に対してある種の抵抗力をもつのである。

そしてそれらの各地域社会の事例研究を通して、近隣結合、地域集団結合の各レベルで観察される、生活秩序感覚および集団形成原理にみられる特殊日本の性格は、文化型としてさらに深められる必要がある。これらはおそらく、地方自治体組織のような官製組織にも部分的には反映していようし、もちろん文化型であるからといって変化を被らないという保証はない。地域集団複合を支えている価値観にしても必ずしもつねに首尾一貫したものであるとはいえず、世代や集団そのものの性格によってズレを生じることは避けられない。したがって

その序列的秩序は、内部の緊張やそれに影響を与える外部からの圧力によって変容を余儀なくされる。しかしそれでも地域社会の秩序構成は、庶民の生活秩序と地域集団レベルの基礎の上に人工的に形成された疑似合理的社会秩序の基本的な二重構造をなしており、今後もそれが急速に一元化することはないであろう。

これらはそこに居住する住民が自らの所属する地域社会の時空を共同で意味づけ秩序づけている営みを、地域集団の観点から観察したものにほかならない。外部社会および内部の変動要因にも関わらずそのような地域集団の複合的關係の形成や維持を規定している基本的なパターンに注目するとともに、そのパターン自体の存続可能性や現代日本の都市地域社会における有効性について考察することが必要であろう。最後に今後の問題に触れるならば、戦後の産業構造の変化により、地域の人びとの生活は、生産のための共同を地域に依存する度合いをますます減少せしめてきている。とくに大都市における生活は住生活を中心としたものになってきており、その主体は、商店主などの自営業主を別とすれば、主婦、子供、高齢者など、一般に経済的生産に従事していない人びとである。従来とかく、地域社会がこのような経済的非生産者層を中心としたものになっていく傾向を、地域社会の空洞化と考えるきらいがあった。しかし松平誠のいうように、生産のための共同がないからといってこれを地域社会の空洞化とみるは高度成長期の価値観にとらわれているといわれてもしかたがない³⁷⁾。そこにそれらの生活者を中心とした新たな生活の可能性を模索するなかで、町内

会と呼ばれる地域集団の生活秩序と集団原理を見直し、「表層のまち」の下にある「深層のまち」⁽³⁸⁾に、今後予想される時代の変化に合わせた新たな自治と生活の実質を与えていくことができるか否かが問われなければならぬであろう。

注

- (1) 近江哲男「都市の地域集団」『社会科学討究 第3巻第1号』一九五八年 一八一—二三〇頁
- (2) 近江哲男 同論文 二二五—二二七頁
- (3) 中村八朗「都市町会論の再検討」、『都市問題』第五六巻 第五号、一九六五年、六九頁
- (4) 菊池美代志、「居住空間と地域集団」倉沢進編『社会学講座5、都市社会学』一九七三年、東京大学出版会 前掲書 一四八頁
- (5) 菊池美代志、同上
- (6) 安田三郎「町内会について——日本社会学ノート(5)」、『現代社会学』7、一九七七年 講談社 一七五頁
- (7) 安田三郎 同論文 一七六—一七七頁
- (8) たとえば、岩崎信彦、鰐坂学、上田惟一、高木正朗、広原盛明、吉原直樹編『町内会の研究』 お茶の水書房、一九八九年
- (9) 岩崎信彦、鰐坂学、上田惟一、高木正朗、広原盛明、吉原直樹編、同書、第一部第三章「戦後における町内会復興の過程」にその間の事情は詳しい。
- (10) 東京市政調査会「都市問題」が一九五三年に組んだ特集「市民組織の問題」に寄稿した、奥井復太郎「近隣社会の組織化」、鈴木栄太郎「近代化と市民意識」、高田保馬「市民組織に関する私見」などを参照のこと。
- (11) 辻 清明「日本官僚制の研究」、一九六九年、一三二—一三六頁
- (12) 近江哲男、前掲論文、二二五頁

(13) 同上

(14) 奥田道大「地域生活の構造的特質とその変化」松原治郎・副田義也編『福祉社会学』 川島書店 一九六六年

(15) 中村八朗 前掲論文、七九頁

(16) 米地 実「村落祭祀と国家統制」、お茶の水書房、一九七七年、三八五頁

(17) 秋元律郎 同書、一三八頁

(18) 秋元律郎「現代都市の権力構造」、青木書店、一九七一年、一三八頁

(19) ここに町内会の存在理由を行政の貧困に求める説が根拠を持つてくるが、中村八朗のいうように、行政の貧困はつねに恒常的なものとして意識されることが予想され、今日においても行政と町内会の基本的関係は変化していない。したがって行政貧困説を一概に退けることはできないが、文化型論にたてば、行政の貧困が改善されたからといって町内会の存在理由が縮小すると考えることも困難である。

(20) 秋元律郎、前掲書 一三三頁

(21) 安田三郎、前掲論文、一七六頁

(22) 倉沢進「町内会と日本の地域社会」、地域社会研究所「コミュニティ79 町内会」六頁

(23) この観点からすれば、「町内会は地方自治体である」とする安田三郎の主張もうなずける。安田三郎、前掲論文、一七三—一八三頁。

(24) 安田三郎、同論文、一七九頁。安田はその説明原理を、日本社会学によくでてくる集団主義と情緒主義の結合に求めようとしている。

(25) 中川 剛「町内会」、中央公論社、一九八〇年、八七—一一一頁

(26) 菊池美代志、前掲書 一三九頁

(27) 松平 誠「祭りの文化 都市がつくる生活文化のかたち」 一九八三年、有斐閣、一〇—二八頁。

(28) 松平 誠 前掲書

(29) 松平によれば、江戸の地回り経済が確立し、江戸とそこへ通じる諸街道の宿場や藩の城下町が有機的な経済ネットワークを形成して商品流通圏ができあが

った文化・文政期に、村落共同体に出自をもつ人びとを中心に、市を通じて外部経済とつながり急成長した独自の生活様式をもつ生活集団からなる社会が「町内」であり、それは「日本の近世における商品生産とその流通が在来産業の基盤の上で、国の経済の規模において、もつとも大きく発展をとげた明治30年代から大正初期にかけて」完成したとされる。しかしその町内も時代とともに変質を遂げていく。まず一九三〇年代の日本の経済の重工業化の影響を受けて、とくに絹の扱いによって成長した大店の衰退と新たな商人たちの興隆、さらには工場生産の導入によって登場した新たなリーダーなどにより、その扱いは手交代がおこり、その様相は大きく変わっていく。また戦後の一九六〇年代の高度経済成長の影響も、地域への新たな工場誘致策などを通じて人びとの就業構造を著しく変化させるとともに町の扱いは変化させ、その後の町内の様相を大きく変えていった。松平誠、同書、二八―二九頁。

(30) 菊池美代志、前掲論文、一三二頁

(31) 中川 剛、前掲書、一四九頁

(32) 中川 剛は、「治安保持という上からの政策に発するものであったが、百姓町人にとっては、地縁社会の秩序を保持する訓練場となり、生活保証の機構ともなった。この意味で、五人組を単なる抑圧の道具と見ることは当を得ていないだろう」と述べている。中川 剛、前掲書、一四七頁

(33) 「日本では血縁集団の力が早い時期に弱まり、地縁集団の力が強まったことは、氏神が血縁集団の守り神ではなくなり、土地の神である産土神と混同され、さらに出生とも関係のない鎮守と渾然となつてしまった経緯にもうかがうことができる」。中川 剛、前掲書、一四七頁

(34) 菊池美代志、前掲書、一三〇―一三一頁

(35) 安田三郎は前掲論文(二八〇頁)において、次のように述べている。「元来情緒主義的色彩を多分にもつ日本の地域社会が、近代化の過程で市町村と町内会の二元構造に分化し、前者が次第にゲゼルシャフト的機能を充実させるに伴い、後者は縮小する活動範囲のなかでゲマインシャフト的性格のみを残存させる結果となった」。官製的自治機構がゲゼルシャフト的機能を肩代わりすればす

るほど、ゲマインシャフト的機能が町内会に集約されてくることも事実であろう。

(36) 地域集団は、地域に居住する人びとを構成員とする点を共通属性とする。岩崎信彦は、町内会をマッキーパーのコミュニティ論に依拠しつつ「住縁アソシエーション」と規定する。岩崎信彦、鯉坂学、上田惟一、高木正朗、広原盛明、吉原直樹編、前掲書、一九八九年、八―一一頁

(37) 松平 誠、前掲書、二七五―二七六頁

(38) 中川 剛、前掲書、一八八―二〇八頁